

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県公報発行規則の一部を改正する規則

(県政情報・文書課)

一

○消防法施行細則の一部を改正する規則

(消防課)

一

○国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則

(農村整備課)

三

○簡易水道事業補助金交付規則を廃止する規則

(都市環境課)

三

○建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

三

告 示

○救急医療機関の認定

(医療政策課)

四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

(障害福祉課)

四

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(二件)

(障害福祉課)

四

○道路の区域変更(六件)

(道路課)

四

○道路の供用開始(五件)

(同)

六

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

(都市計画課)

七

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

七

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(警察本部会計課)

七

公 安 委 員 会

○宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

八

規 則

宮城県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

宮城県公報発行規則の一部を改正する規則

宮城県公報発行規則(昭和三十一年宮城県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「及び目録」を削り、同条第二項を削る。

第六条中「一月三日」を「一月五日」に、「が困難」を「を休止することが適当」に改める。

第七条第一項中「第二条第一項各号」を「第二条第一項第一号から第五号まで」に改め、「(以下「登載依頼者」という。)」及び「同項第一号から第五号までに掲げる事項にあつては原議とともに、同項

第六号及び第七号に掲げる事項にあつては依頼書又は」を削り、「とともに原稿及び当該」を「及び」

に改め、「をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、「送付しなければ」を「送信しなければ」

に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二条第一項第六号及び第七号に掲げる事項を登載しようとする者は、決裁の終わったことを示す書類及び原稿に係る電磁的記録を県政情報・文書課長に送信して登載を依頼するものとする。

第八条第四項中「登載依頼者」を「第二条第一項各号に掲げる事項を登載しようとする者(第十条

第一項において「登載依頼者」という。)」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年三月二十六日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第七条から第九条までの規定は、令和七年四月一日以後に発行される宮城県公報の発行について適用し、同日前に発行される宮城県公報の発行については、なお従前の例による。

消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

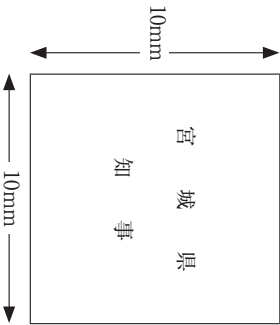
令和七年三月十八日

○宮城県規則第五十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

消防法施行細則の一部を改正する規則
消防法施行細則（昭和三十五年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。
第五条中「様式第二号」の下に「又は様式第二号の二」を加える。
様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2（第5条関係）（証印）



様式第三号から様式第五号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則

国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則（昭和二十九年宮城県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「企画部地域振興課」を「農政部農村整備課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

簡易水道事業補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

簡易水道事業補助金交付規則を廃止する規則

簡易水道事業補助金交付規則（昭和三十七年宮城県規則第七十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十七年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

「住所氏名

住所氏名

様式第四号中

氏名

氏名

に改める。

生年月日

生年月日

に改める。

登録番号

登録番号

に改める。

様式第五号中

電話番号

電話番号

に改める。

1	氏 名	氏 名
---	-----	-----

2	生 年 月 日	生 年 月 日
---	---------	---------

3	性 別	性 別
---	-----	-----

4	本 籍 地	本 籍 地
---	-------	-------

5	登 録 番 号	登 録 番 号
---	---------	---------

6	登 録 年 月 日	登 録 年 月 日
---	-----------	-----------

7	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日
---	---------------------	---------------------

8	申 請 理 由 (具体的に詳しく記入のこと。)	書 換 え 交 付 (汚損)
---	----------------------------	-------------------

1	氏 名	氏 名
---	-----	-----

2	本 籍 地	本 籍 地
---	-------	-------

3	登 録 番 号	登 録 番 号
---	---------	---------

4	登 録 年 月 日	登 録 年 月 日
---	-----------	-----------

5	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日
---	---------------------	---------------------

6	申 請 理 由 (具体的に詳しく記入のこと。)	書 換 え 交 付 (汚損)
---	----------------------------	-------------------

1	氏 名	氏 名
---	-----	-----

2	本 籍 地	本 籍 地
---	-------	-------

3	登 録 番 号	登 録 番 号
---	---------	---------

4	登 録 年 月 日	登 録 年 月 日
---	-----------	-----------

5	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日
---	---------------------	---------------------

6 申請理由 (具体的に詳しく 記入のこと。)	書 換 え 交 付 再交付(「汚損」 「亡失」)	
-------------------------------	--------------------------------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の建築士法施行細則の規定による諸様式で、取扱い上著しく支障のないものについては、
当分の間、改正後の建築士法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第百四十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を
救急病院と認定した。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険川崎病 院	川崎町大字前川字北原二十 三番地一	令和七年三月十七日	令和十年三月十六日

○宮城県告示第百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
-------	-----------------	-----------------------	------	-------

○四一二三〇〇二五四	ふくし工房かつらつ ぱ 栗原市高清水新桂葉 二七八一十二	就労移行支援	社会福祉法人 豊明会	令和七年三月 三十一日
------------	---------------------------------------	--------	---------------	----------------

○宮城県告示第百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二四〇〇三四四	はつとファーム松島 東松島市野蒜北余景 五十二一十二	就労継続支援 A 型	はつとファ ーム株式会 社	令和七年三月 三十一日

○宮城県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木
事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 石巻鮎川線
三 道路の区域

変 更 の 区 間				変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
前				A	七・八 二八・八	四、九六〇・〇	上記 A、B、 C 及び D は、 関係図面に表 示する敷地の 区分をいう。
B							
C							

石巻市桃浦字行屋入三番三地先から
同市桃浦字蛭沢六番二地先まで

後					D
D	C	B	A		
八・四 一八・三	四・七 七・三	一一・五 四八・四	七・八 二八・八	四・九六〇・〇	
	一〇〇・一	二・七二〇・〇			
六九・七					

○宮城県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 相馬亘理線
三 道路の区域

変 更 の 区 間			変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
亘理郡山元町坂元字木ノ下七〇番地先から 同郡同町山寺字北頭無一七九番八地先まで	前	後		一一・五 六三・八	六、〇四九・七
				一二・五 六三・八	六、〇四九・七

○宮城県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 仙台岩沼線
三 道路の区域

変 更 の 区 間			変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名取市愛島笠島字一本木二五六番四地先から 同市愛島笠島字向田一番三地先まで	前	後		一九・四 四七・一	八九・〇
				一九・二 二八・四	八九・〇

○宮城県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 柳沢中新田線
三 道路の区域

変 更 の 区 間			変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
加美郡加美町谷地森字峯岸前二番三地先から 同郡同町鳥嶋字新鹿嶋一四四番地先まで	前	後		七・二 八・八	一、四七一・〇
加美郡加美町鳥屋ヶ崎字八幡前九五番地先から 同郡同町鳥屋ヶ崎字稲荷前一八三番一地先まで	前	後		五・九 一五・二	五一六・七

○宮城県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木

事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鳥屋崎小野田線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
加美郡加美町鳥屋ヶ崎字倉沢道下六八番地 先から 同郡同町鳥嶋字東田九七番一地先まで	前	五・一	八・九	二二〇・三
	後	—	—	—

○宮城県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鳴子小野田線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
加美郡加美町北川内字川原田六番一地先から 同郡同町北川内字川原田六番一地先まで	前	二二・一	二八・一	三一・五
	後	二六・五	三二・一	三一・五

○宮城県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土

本事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字登花東一六番三地先から 同郡同町耕野字登花東一二番一地先まで	令和七年 三月二十八日

○宮城県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町大張川張字館二四番一地先から 同郡同町大張川張字館二四番一地先まで	令和七年 三月二十八日

○宮城県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	石巻鮎川線	石巻市桃浦字トウミキ三九番二地先から 同市桃浦字寺下無番地先まで 石巻市桃浦字浜中五番六地先から 同市桃浦字浜中一番地先まで	令和七年 三月十八日

○宮城県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台岩沼線	名取市愛島笠島字一本木一九一番五地先から 同市愛島笠島字向田五九番一地先まで	令和七年 三月十八日

○宮城県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鳴子小野田線	加美郡加美町北川内字川原田六番一地先から 同郡同町北川内字川原田六番一地先まで	令和七年 三月十八日

○宮城県告示第百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷市明石台東土地区画整理組合

二 事務所の所在地

富谷市明石台七丁目一番地三

三 設立認可の年月日

平成三十一年三月二十日

四 変更認可の年月日

令和七年三月十一日

○宮城県告示第百五十五号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和七年三月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和七年三月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 稲 村 伸

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
気仙沼市長磯牧通百十番一及び百六十八番並び
に八十六番二及び八十七番一の各一部（第二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二
十一号
株式会社ツルハ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和七年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
交通管制システム保守点検業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青
葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日
令和七年三月七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社
関東・東北支店 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目百十四番一号
五 落札金額 六千四百三十五万円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 令和七年一月二十四日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号
宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年3月18日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第117条の2の2第1項第3号」を「法第117条の2の2第1項第3号」に、「又は第3号」を「、同項第3号、同項第15号又は同項第16号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（飲酒運転の再発防止のための措置に関する規定の適用）

2 この規則による改正後の宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則第2条の規定（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第15号及び同項第16号に規定する講習における飲酒運転の再発防止のための措置に限る。）は、この規則の施行の日以後に同法第117条の2第1項第1号又は同法第117条の2の2第1項第3号に該当した者に対して行う飲酒運転の再発防止のための措置から適用する。

○宮城県公安委員会規則第7号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月18日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号ウ(イ)中「附属物」を「附属物並びに信号機、道路標識その他の交通安全施設」に、「が急病者等に対する」を「又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に基づく歯科医師が」に改める。

第14条第12号中「第2項又は」の次に「法」を加える。

第15条第2項第1号中「安全運転管理者等の」を「届出をする者に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する」に、「運転免許証」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（表面に限る。）の写し、法第92条第1項に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）」に、「運転経歴証明書」を「法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書（以下「運転経歴証明書」という。）」に改める。

第29条第1項の表を次のように改める。

免許センター又は警察署	免 許 事 務 の 種 類
1 宮城県運転免許センター （仙台市泉区市名坂字高倉65番地）	1 法第89条第3項の規定による検査の申請の受理 （ただし、宮城県運転免許センターに限る。）
2 宮城県警察石巻運転免許センター （東松島市赤井字南一134番地）	2 法第91条又は法第91条の2第2項の規定による 運転することができる自動車等の種類の限定解除 審査の申請の受理
3 宮城県警察古川運転免許センター （大崎市古川大宮三丁目4番30号）	3 法第91条又は法第91条の2第2項の規定による 免許の条件の付与及び変更の申請の受理（た だし、宮城県運転免許センター以外で行う申請の受 理は、技能審査が免除される者に限る。）
4 宮城県警察仙南運転免許センター （柴田郡大河原町字南平3番地の1）	4 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項 の変更の届出の受理
	5 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の 申請の受理
	6 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報 の記録の申請の受理
	7 法第95条の2第4項の規定による免許証の返納 の受理
	8 法第95条の2第5項の規定による特定免許情報 の記録の申請の受理
	9 法第95条の2第6項の規定による免許証不交付 の申出の受理
	10 法第95条の2第10項の規定による免許情報記録 の抹消の届出の受理

11 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請の受理	気仙沼警察署 (気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6)	26 法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消の届出の受理
12 法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する法第94条第1項の規定による免許情報記録の変更の届出の受理		27 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請の受理
13 法第97条第1項の規定による小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験を受験する者の申請の受理		1 法第91条の規定による免許の条件の変更（眼鏡等の条件の変更に限る。）の申請の受理
14 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書又は修了証明書を有する者に対する当該卒業証明書に係る運転免許試験又は当該修了証明書に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理		2 法第91条の2第2項の規定による免許の条件の付与の申請の受理
15 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の受験の申請の受理		3 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理
16 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理		4 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理
17 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消処分者の受験の申請の受理		5 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報記録の申請の受理
18 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付		6 法第95条の2第4項の規定による免許証の返納の受理
19 法第100条の2第5項の規定による再試験の受験の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）		7 法第95条の2第5項の規定による特定免許情報記録の申請の受理
20 法第101条第1項の規定による免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証等の更新の申請の受理		8 法第95条の2第6項の規定による免許証不交付の届出の受理
21 法第101条の2の2第1項の規定による免許証等の更新の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）		9 法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消の届出の受理
22 法第101条の4の2第2項の規定による更新時の免許証不交付の届出の受理		10 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請の受理
23 法第101条の4の2第4項の規定による免許証の返納の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）		11 法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する法第94条第1項の規定による免許情報記録の変更の届出の受理
24 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理		12 法第97条第1項の規定による小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験を受験する者の申請の受理
25 法第106条の3第1項の規定による免許証の返納及び法第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納の受理		13 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書又は修了証明書を有する者に対する当該卒業証明書に係る運転免許試験又は当該修了証明書に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理
	14 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の受験の申請の受理	
	15 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理	
	16 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消	

		消処分者の受験の申請の受理 17 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証 明書の交付 18 法第101条第1項の規定による免許証等の更新 の申請及び法第101条の2第1項の規定による更 新期間前における免許証等の更新の申請の受理 19 法第101条の4の2第2項の規定による更新時 の免許証不交付の申出の受理 20 法第104条の4第1項の規定による免許の取消 しの申請の受理 21 法第106条の3第1項の規定による免許証の返 納及び法第107条の10第1項の規定による国外運 転免許証の返納の受理 22 法第106条の4第1項の規定による免許情報記 録の抹消の届出の受理
南三陸警察署 (本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地 166)	1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項 の変更の届出の受理 2 法第95条の5第2項の規定により読み替えて適 用する法第94条第1項の規定による免許情報記録 の変更の届出の受理 3 南三陸警察署の管轄区域に住所を有する者に対 する法第101条第1項の規定による免許証の更新 の申請及び法第101条の2第1項の規定による更 新期間前における免許証の更新の申請の受理 4 法第104条の4第1項の規定による免許の取消 しの申請の受理 5 法第106条の3第1項の規定による免許証の返 納及び法第107条の10第1項の規定による国外運 転免許証の返納の受理 6 法第106条の4第1項の規定による免許情報記 録の抹消の届出の受理	
気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く警 察署	1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項 の変更の届出の受理 2 法第95条の5第2項の規定により読み替えて適 用する法第94条第1項の規定による免許情報記録 の変更の届出の受理 3 法第104条の4第1項の規定による免許の取消 しの申請の受理 (ただし、全ての免許の取消しの 申請に限る。) 4 法第106条の3第1項の規定による免許証の返	

納及び法第107条の10第1項の規定による国外運 転免許証の返納の受理 5 法第106条の4第1項の規定による免許情報記 録の抹消の届出の受理	
第29条第2項中「第21条第3項、第29条第3項」を「第21条第6項、施行規則 第21条の2第3項、施行規則第21条の9第3項、施行規則第29条第3項、(施行規則第29条の2第3項) に、「第30条の9第3項」を「施行規則第30条の7第4項」に改める。 第33条第1項中「及び」の次に「法」を加え、同条第2項中「第90条第8項、」の次に「法」を、「ま で及び」の次に「法」を加える。 第33条の2の見出し中「運転経歴証明書」の次に「及び運転経歴情報の記録」を加え、同条第1項 を次のように改める。 第33条の2 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書及び法第105条の2第3項の規定によ る運転経歴情報の記録の申請等に関する事務は、次の表の左に掲げる免許センター又は警察署にお いて、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を行うものとする。	
免許センター又は警察署	運転経歴証明書等事務の種類
1 宮城県運転免許センター 2 宮城県警察石巻運転免許センター 3 宮城県警察古川運転免許センター 4 宮城県警察仙南運転免許センター 5 気仙沼警察署	1 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証 明書の交付の申請の受理 2 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情 報の記録の申請の受理 3 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経 歴証明書の記載事項の変更の届出の受理 4 施行規則第30条の11第1項の規定による運転経 歴証明書の再交付の申請の受理 5 施行規則第30条の12の規定による運転経歴証明 書の返納の受理 6 施行規則第30条の15第1項の規定による運転経 歴情報記録個人番号カードの記録の変更の届出の 受理 7 施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報 の抹消の届出の受理
南三陸警察署	1 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証 明書の交付の申請の受理 2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経 歴証明書の記載事項の変更の届出の受理

気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く警察署	3 施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請の受理
	4 施行規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の受理
	5 施行規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードの記録の変更の届出の受理
	6 施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消の届出の受理
	1 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理
	2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理
	3 施行規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の受理
	4 施行規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードの記録の変更の届出の受理
	5 施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消の届出の受理

第33条の2第2項中「第104条の4第5項」を「第105条の2第1項」に改め、「の交付」の次に「若しくは法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録又はその双方」を加え、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条第3項中「第30条の12第1項」を「第30条の10第1項」に改め、「の変更」の次に「若しくは施行規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードの記録の変更又はその双方」を加え、「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書記載事項等変更届」に改め、同条第4項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「様式第30号の3の運転経歴証明書再交付申請書」を「様式第30号の運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条第5項中「第30条の14」を「第30条の12」に、「返納は、」を「返納にあつては」に、「を」を「を、施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消の届出にあつては様式第30号の5の運転経歴情報抹消届を」に改め、同条第6項中「運転経歴証明書交付申請書又は運転経歴証明書再交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改める。

第33条の3の見出しを「（免許証等及び国外運転免許証の返納等手続）」に改め、同条中「第107条第1項」を「第106条の3第1項」に、「を、」を「を、法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消にあつては様式第31号の2の免許情報記録抹消届を、法」に改め、同条ただし書中「（法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請と同時に行う場合を除く。）」を「若しく

は免許情報記録の抹消又はその双方」に、「別記様式第19の3の7」を「別記様式第19の3の7」に、「第104条の4第5項（法第105条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を「第105条の2第1項」に、「の申請と同時に行う免許証の返納」を「若しくは法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録又はその双方の申請と同時に行う免許証の返納若しくは免許情報記録の抹消又はその双方」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改める。

第34条第2項の表中

「	4 違反者講習
	5 臨時高齢者講習
」	
を	4 違反者講習
	」
に、	
「	13 高齢者講習
	」
を	
「	13 高齢者講習
	14 違反者講習
」	

に改める。

第39条中「第32条の8第2号又は第34条第2項」を「令第32条の8第2号又は令第34条第2項」に改める。

第47条中「又は」の次に「委託規則」を加える。

第54条中「収入証紙を申請書又は申請書にはり付けて」を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第 3 (第52条関係)

活 動 区 域	定数
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。)別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	20
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	14
条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	17
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	16
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	14
条例別表に規定する宮城県若林警察署の管轄区域	14
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	17
条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	16
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	10
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	10
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	7
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	8
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	6
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	15
条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	12
条例別表に規定する宮城県栗原警察署の管轄区域	14
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	10
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	7
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	8
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	12
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	10
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	10
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	9
条例別表に規定する宮城県亘理警察署の管轄区域	9
合 計	285

様式第 1 号中「道路維持等作業」を「道路等点検・保守」に、「緊急往診」を「医師等往診」に改める。

様式第 5 号中「免 許 証 番 号」を「免許証番号又は免許情報記録の番号」に改める。

「
⑤安全運転管理者が運転免許を取得している場合
免 許 の 種 類
免 許 年 月 日
免 許 証 番 号
交付公安委員会

免 許 の 種 類
免 許 年 月 日
免 許 証 番 号
交付公安委員会

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

を

「
⑤安全運転管理者が運転免許を取得している場合
免 許 の 種 類
免 許 年 月 日
免 許 証 番号又は免許情報記録の番号
交付公安委員会

免 許 の 種 類
免 許 年 月 日
免 許 証 番号又は免許情報記録の番号
交付公安委員会

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

に改める。

「
⑤安全運転管理者が運転免許を取得している場合
免 許 の 種 類
免 許 年 月 日
免 許 証 番 号
交付公安委員会

免 許 の 種 類
免 許 年 月 日
免 許 証 番 号
交付公安委員会

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

を

様式第15号中

⑤ 副安全運転管理 者若し運転免 許を取得し ている場合	免 許 の 種 類			
	免 許 年 月 日			
	免許証番号又は 免許情報記録の番号			
	交付年月日	年	月	日
交付公安委員会				

に改める。

様式第21号及び様式第22号中

運 転 免 許	免 許 の 種 類	
	免 許 年 月 日	
	免 許 証 番 号	
	交付年月日	
交付公安委員会		

を

運 転 免 許	免 許 の 種 類	
	免 許 年 月 日	
	免許証番号又は 免許情報記録の番号	
	交付年月日	
交付公安委員会		

に改める。

様式第28号を次のように改める。

様式第28号（第28条関係）

運 転 免 許 の 条 件 解 除 申 請 書

宮城県公安委員会 殿														申請日	年 月 日					
資 料 区 分	条 変 5 8																			
フリガナ	(シ)										(メイ)				電話	自宅・勤務先・携帯				
氏 名	(氏)										(名)					() -				
生 年 月 日	大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成 年 月 日															性 別	男 ・ 女			
本籍・国籍等																				
住 所	宮城県																			
交 付 - 番 号	年 月 日 -										年 月 日 まで有効									
免 許 証 番 号																				
免許情報記録番号																				
免 許 の 種 類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん	⑥ 登 録 年 月 日	年 月 日			
	型	型	中型	通	特	自	自	特	付	引	型	型	通	特	引					
現に受けている 免 許 の 条 件																⑩ 処 理 区 分				
変更後の 免許条件																				
																	⑳ 条 件 コ ー ド			

※現に受けている免許の条件は、免許証のとおり記入してください。

様式第30号を次のように改める。

様式第30号（第33条の2関係）

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書

（兼運転免許取消申請書・運転免許証返納届）

										登録日		年 月 日		写真 は 不 要 で す。	
										取消同時経歴		経歴のみ	経歴再交付		
										36-91		36	36		
宮城県公安委員会 殿		申請日		年 月 日		生年月日	明治 1	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日				
フリガナ												性 別	男 ・ 女		
氏名												電 話			
現 住 所															
過去3年間に内に交通事故か違反はありますか ☐ はい ☐ いいえ										免許証等の紛失等の事情の有無			マイナナンバーカード		
手続後の保有希望／経歴証明書・マイナ経歴証										有 ・ 無／免許証・マイナ免許証			有効・失効		
取消 (返納) した 免許 証の 内容	住 所														
	免許証番号									免許情報記録番号					
	交付年月日・照会番号									記録年月日・照会番号					
取 消 申 請 と 同 時 申 請				☐ 有 ☐ 無				申 請 理 由							
処 分 番 号								☐ 処分日時 ☐ 失効日							
免 許 種 別	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二

運転免許証もしくは運転経歴証明書コピー

-----（この線から下には記載しないでください。）-----

受付

様式第30号の2中「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書記載事項等変更届」に改める。

様式第30号の3を次のように改める。

様式第30号の3 削除

様式第30号の4を次のように改める。

様式第30号の4（第33条の2関係）

運転経歴証明書返納届			
年 月 日			
宮城県公安委員会 殿			
ふ	り	が	な
氏	名		
生	年	月	日
返	納	年	月
日	年 月 日		

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

運転経歴証明書の写し	
------------	--

様式第30号の4の次に次の1様式を加える。

様式第30号の5（第33条の2関係）

運転経歴情報抹消届		年 月 日
宮 城 県 公 安 委 員 会 殿		
ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
抹 消 申 請 年 月 日	年 月 日	

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

様式第31号を次のように改める。

様式第31号（第33条の3関係）

運転免許証返納届		年 月 日
宮 城 県 公 安 委 員 会 殿		
ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	
返 納 年 月 日	年 月 日	

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

様式第31号の次に次の1様式を加える。

様式第31号の2（第33条の3関係）

免許情報記録抹消届		年 月 日
宮 城 県 公 安 委 員 会 殿		
ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	
抹 消 申 請 年 月 日	年 月 日	
-----（この線から下には記載しないこと。）-----		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第3の規定は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（令和6年宮城県条例第59号）の施行の日（令和7年3月21日）から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。